

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部  
を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和2年7月14日提出

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷次郎

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対応に伴い、学期及び休業日数に関して、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則外2規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

## 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部 を改正する規則

(神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

**第1条** 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和36年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

5 令和2年度における第5条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「4月1日から7月31日まで」とあるのは「4月1日から8月30日まで」と、同項第2号中「8月1日から12月31日まで」とあるのは「8月31日から12月31日まで」とする。

6 令和2年度における第6条第2項（第7条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「60日以内」とあるのは「40日以内」とする。

(神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

**第2条** 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和44年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

4 令和2年度における第4条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「4月1日から7月31日まで」とあるのは「4月1日から8月30日まで」と、同項第2号中「8月1日から12月31日まで」とあるのは「8月31日から12月31日まで」とする。

5 令和2年度における第5条第1項第5号及び同条第2項の規定の適用については、同条第1項第5号中「7月15日から9月10日まで」とあるのは「8月1日から8月25日まで」と、「42日以内」とあるのは「23日以内」と、同条第2項中「56日」とあるのは「37日」とする。

(神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

**第3条** 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則（平成20年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 令和2年度における第6条第2項の規定の適用については、同項中「60日以内」とあるのは「40日以内」とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

○ 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則

新	旧
<p>第1条～第36条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年神奈川県教育委員会規則第1号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。</p> <p>3 この規則施行の際、旧規則に基づき既になされた手続その他の行為は、この規則にてい触しない限り、それぞれこの規則の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。</p> <p>4 当分の間、第26条の2第1項中「寄宿舎」とあるのは「寄宿舎で教育長の指定するもの」とする。</p> <p><u>5 令和2年度における第5条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「4月1日から7月31日まで」とあるのは「4月1日から8月30日まで」と、同項第2号中「8月1日から12月31日まで」とあるのは「8月31日から12月31日まで」とする。</u></p> <p><u>6 令和2年度における第6条第2項（第7条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「60日以内」とあるのは「40日以内」とする。</u></p>	<p>第1条～第36条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年神奈川県教育委員会規則第1号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。</p> <p>3 この規則施行の際、旧規則に基づき既になされた手続その他の行為は、この規則にてい触しない限り、それぞれこの規則の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。</p> <p>4 当分の間、第26条の2第1項中「寄宿舎」とあるのは「寄宿舎で教育長の指定するもの」とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

○ 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則

新	旧
<p>第1条～第27条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 神奈川県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則（昭和36年神奈川県教育委員会規則第10号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。</p> <p>3 この規則施行の際、旧規則の規定により既になされた承認その他の行為で現に効力を有するものは、この規則の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。</p> <p><u>4 令和2年度における第4条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「4月1日から7月31日まで」とあるのは「4月1日から8月30日まで」と、同項第2号中「8月1日から12月31日まで」とあるのは「8月31日から12月31日まで」とする。</u></p> <p><u>5 令和2年度における第5条第1項第5号</u></p>	<p>第1条～第27条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 神奈川県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則（昭和36年神奈川県教育委員会規則第10号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。</p> <p>3 この規則施行の際、旧規則の規定により既になされた承認その他の行為で現に効力を有するものは、この規則の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

<p><u>及び同条第2項の規定の適用については、同条第1項第5号中「7月15日から9月10日まで」とあるのは「8月1日から8月25日まで」と、「42日以内」とあるのは「23日以内」と、同条第2項中「56日」とあるのは「37日」とする。</u></p>	
--	--

○ 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則

新	旧
<p>第1条～第43条 (略) 附 則 <u>1</u> この規則は、平成20年11月1日から施行する。 <u>2</u> <u>令和2年度における第6条第2項の規定の適用については、同項中「60日以内」とあるのは「40日以内」とする。</u></p>	<p>第1条～第43条 (略) 附 則 この規則は、平成20年11月1日から施行する。 <u>(新設)</u></p>

## 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対応に伴い、県立学校の臨時休業が長期にわたったことによる学習の補填のため、夏季休業の短縮による授業時間数の補充の必要が生じたことなどから、学期及び休業日数について、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正し、次のとおり、令和 2 年度における学期及び休業日数を変更する。

#### (1) 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則

- ・ 第 1 学期の終期を「7 月 31 日」から「8 月 30 日」とし、第 2 学期の始期を「8 月 1 日」から「8 月 31 日」とする。（附則第 5 項の追加）
- ・ 夏季、冬季等の休業日の日数（通算）を「60 日以内」から「40 日以内」とする。（附則第 6 項の追加）

#### (2) 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則

- ・ 第 1 学期の終期を「7 月 31 日」から「8 月 30 日」とし、第 2 学期の始期を「8 月 1 日」から「8 月 31 日」とする。（附則第 4 項の追加）
- ・ 夏季休業日の対象期間及び日数について、「7 月 15 日から 9 月 10 日までの間において連続する 42 日以内の日」から「8 月 1 日から 8 月 25 日までの間において連続する 23 日以内の日」とし、夏季、冬季等の休業日の日数（通算）を「56 日」から「37 日」とする。（附則第 5 項の追加）

#### (3) 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則

- ・ 夏季、冬季等の休業日の日数（通算）を「60 日以内」から「40 日以内」とする。（附則第 2 項の追加）

### 3 施行期日

公布の日

**令和2年度県立特別支援学校における夏季休業について**  
 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の改正に関して

**「ガイドライン」における夏季休業等の取扱いについて**

- 令和2年5月22日「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」では、県立特別支援学校における令和2年度の夏季休業期間を「8月1日（土）～23日（日）」と示している。
- また、同ガイドラインでは、「当ガイドラインで示した各事項の検討、実施に当たり、学校の事情から判断し、これに寄り難い場合は、特別支援教育課と協議・調整すること」と示している。

**【教育活動の段階的再開の概要】**

再開の段階	期間	教育活動の概要	月日
1 準備期間（ガイダンス登校）	1週間程度	学年や障がい部門ごとに1日の登校を設定 未実施校は入学式を予定	6/1（月）～5（金）
2 分散登校Ⅰ 週1～2回登校 （高等部3年2回）	2週間程度	学部・部門、学年、通学形態別等による分散登校 登校以外は家庭学習	6/8（月）～19（金）
3 分散登校Ⅱ 週2～3回登校 （高等部3年3回）（給食あり）	2週間程度	学部・部門、学年、通学形態別等による分散登校 給食指導後、14時目安で下校	6/22（月）～7/3（金）
4 時差短縮Ⅰ 全児童・生徒等登校 （給食あり）	1ヶ月程度	時差登校で全児童・生徒等が登校	7/6（月）～31（金）
夏季休業	3週間程度		8/1（土）～23（日）
5 時差短縮Ⅱ 全児童・生徒等登校 午前授業	1週間程度	夏季休業明けのため午前授業	8/24（月）～28（金）
6 通常登校 全児童・生徒等登校 （給食あり）	—	登下校時刻は通常通り	8/31（月）～

**県立あおば支援学校における夏季休業について**

- 令和2年4月1日に開校したあおば支援学校は、既設の麻生養護学校、高津養護学校、みどり養護学校の児童・生徒の通学区域を変更して受け入れることとしていた。
- 同校では、こうした実情から、
  - ・ 児童・生徒一人ひとりの実態把握や、教職員と児童・生徒との信頼関係構築のためには、より時間をかけることが必要
  - ・ 児童・生徒が、新たな通学経路や方法、新たな施設での生活等に慣れ、その安全・安心を確保していくには、より時間をかけ丁寧な指導・支援が必要
 と考え、学校の再開の計画を検討した。
- その結果、「ガイドライン」に沿いつつ、教育活動の段階的再開をより慎重に進める方向とし、分散登校で一度に登校する人数を減らして児童・生徒一人ひとりへの指導支援を手厚くするなどの計画とすることとした。これに伴い、授業時数や必要な教育活動を確保するために、夏季休業を8月8日から8月25日までの18日間とする案を設定した。
- この教育活動の段階的再開や夏季休業期間等の変更について、校長から相談を受けた特別支援教育課長は、児童・生徒の安全、安心と学びの保障のためにやむを得ない状況であると、同校の計画を承認した。

こうした経緯により、今回の管理運営に関する規則等の一部改正では、夏季休業期間として、「ガイドライン」に示した「8月1日（土）～23日（日）」ではなく、「8月1日から8月25日までの間において連続する23日以内の日」とすることとした。

【参 考】

○ 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則

令和2年度限りの改正事項	現行
<p>(学年及び学期)</p> <p>第5条 高等学校における学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 前項の学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>(1) 第1学期 <u>4月1日から8月30日まで</u></p> <p>(2) 第2学期 <u>8月31日から12月31日まで</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(全日制の課程における休業日)</p> <p>第6条 高等学校の全日制の課程における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日</p> <p>(4) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前3号に該当するものを除く。)</p> <p>2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第5条第1項に定める学年で通算して<u>40日以内</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(学年及び学期)</p> <p>第5条 高等学校における学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 前項の学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>(1) 第1学期 <u>4月1日から7月31日まで</u></p> <p>(2) 第2学期 <u>8月1日から12月31日まで</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(全日制の課程における休業日)</p> <p>第6条 高等学校の全日制の課程における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日</p> <p>(4) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前3号に該当するものを除く。)</p> <p>2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第5条第1項に定める学年で通算して<u>60日以内</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>

### ○ 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則

令和2年度限りの改正事項	現行
<p>(学年及び学期)</p> <p>第4条 学校における学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 前項の学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>(1) 第1学期 <u>4月1日から8月30日まで</u></p> <p>(2) 第2学期 <u>8月31日から12月31日まで</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 夏季休業 <u>8月1日から8月25日までの間において連続する23日以内</u>の日</p> <p>(6) 冬季休業 12月20日から翌年1月10日までの間において連続する14日以内の日</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前7号に該当するものを除く。)</p> <p>2 前項第5号、第6号及び第8号に掲げる休業日の日数は、第4条第1項に定める学年で通算して<u>37日</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(学年及び学期)</p> <p>第4条 学校における学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 前項の学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>(1) 第1学期 <u>4月1日から7月31日まで</u></p> <p>(2) 第2学期 <u>8月1日から12月31日まで</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 夏季休業 <u>7月15日から9月10日までの間において連続する42日以内</u>の日</p> <p>(6) 冬季休業 12月20日から翌年1月10日までの間において連続する14日以内の日</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前7号に該当するものを除く。)</p> <p>2 前項第5号、第6号及び第8号に掲げる休業日の日数は、第4条第1項に定める学年で通算して<u>56日</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>

### ○ 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則

令和2年度限りの改正事項	現行
<p>(休業日)</p> <p>第6条 中等教育学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日</p> <p>(4) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前3号に該当するものを除く。)</p> <p>2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第5条第1項に定める学年で通算して<u>40日以内</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(休業日)</p> <p>第6条 中等教育学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日</p> <p>(4) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前3号に該当するものを除く。)</p> <p>2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第5条第1項に定める学年で通算して<u>60日以内</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>